

筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問への回答

NO.	分類	質問	回答
1	基準緩和サービス(訪問A)	現行の訪問型サービスを利用している方が訪問Aに移行する時、受け皿がないときはどうしたらよいか。	現行相当の訪問介護サービスを利用していただくようにしてください。
2	通所型サービスの利用定員	地域密着型通所介護と総合事業を一体的にサービス提供する場合、事業対象者も定員に含まれるということによいか。	お見込みの通りです。定員については、地域密着型通所介護(通所介護)と現行相当の通所型サービスの対象となる利用者(要支援者及び事業対象者)との合算が、利用定員となります。
3	通所型サービス	通所介護計画書について ①H29.4からの通所介護計画書を新たに作り直す必要があるか。 ②様式の名称は、「介護予防通所介護計画書」→「通所サービス計画書」で問題ないでしょうか。	①介護予防通所介護計画が既に作成されている利用者については、H29.4に改めて個別サービス計画書を作成する必要はありません。総合事業としてサービスを提供する利用者から順次、総合事業の個別サービス計画書を作成してください。 ②問題ありません。サービス計画書の表題は、特に指定しませんが、介護予防通所介護の計画ではなく総合事業における通所型サービスの計画であることがわかるような表題(「通所介護相当サービス計画書」等)に変更してください。
4	短期集中予防サービス(通所C)	利用者負担は、1回あたり400円(個別)、500円(集団)とあるが、事業者には市からの支払いとして、他に報酬はあるのか。	事業者には別途支払いがあります。現時点では個別の場合は1人あたり、集団の場合は1回あたりで単価契約と予定しています。委託契約は入札にて行いますので、現時点では金額について提示できません。
5	短期集中予防サービス(通所C)	通所型サービスCを実施する委託事業所の数は決められているのか。また、どのような方法で選定されるのか。	入札によって契約は決定されますが、事前の事業所選定については、委託内容に相当する事業の実績の有無と、その実績が総合事業の主旨に沿うものかどうかを検討して行う予定です。委託する事業所の数は決めていません。
6	短期集中予防サービス(通所C)	通所型サービスCについて ①マシンを使ったパワーリハビリテーションとあるが、パワーリハビリテーションではないリハビリ(自体重荷運動)のサービスを提供している場合適用は不可でしょうか。 ②個別と集団の判断は、スタッフの配置によるものでしょうか。 ③地域密着型、通常規模、他市等でも提供できるのでしょうか。	①現時点では適用不可です。短期間での自体重荷による運動の効果及び安全性について、データもしくは実績にて確認ができれば検討可能と思われます。 ②スタッフの配置ではなく、提供内容によるものです。個別リハと集団リハの時間と内容が確保され、かつ教室の前後で主観的な評価だけでなく、客観的な評価測定を必須とします。 ③地域密着型・通常規模でも事業が提供できれば可能ですが、総合事業の主旨からすると他市での提供は適当ではないと判断します。
7	短期集中予防サービス(通所C)	通所型サービスC(個別・集団)についてスタッフの基準で、個別の場合「理学療法士または作業療法士・指導員」、集団の場合、「健康運動指導士2人以上・看護師もしくは保健師2人以上」とあるが、それぞれ常勤が必要か非常勤や兼務等は可能でしょうか。	常勤・非常勤・兼務等は問いません。短期集中型サービス事業の主旨からすると、事業担当者(看護師もしくは保健師以外)は1名以上は固定で常勤が望ましいと考えます。

NO.	分類	質問	回答
8	短期集中 予防サービス(通 所C)	通所型サービスCについて ①現行相当サービスを提供している場所 で、通所型サービスCを一緒に行うこと は可能か。 ②提供時間に決まりはあるのか。	①それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前 提に可能です。ただし、食堂及び機能訓練室の合 計した面積を、事業所全体の利用定員(質問2の利 用定員+通所Cの利用者)×3㎡以上確保する必要が あります。 ②提供時間に決まりはありませんが、サービス利 用期間終了後に一定の効果を望むためには、2時 間程度は必要であると考えています。
9	基本 チェック リスト	基本チェックリストの該当で総合事業 サービスを受けることができるということ ですが、本人状態と基本チェックが連動 しなくても利用は可能か。	連動していることが必要です。
10	基本 チェック リスト	更新時に総合事業サービスのみを利用し ている「基本チェックリスト」対象者の チェックリストは、介護予防ケアマネジ メントを居宅介護支援事業所に委託して いる場合、委託事業所が実施するのか。 それとも地域包括支援センターが実施す るのか。	委託事業所が実施してはいけないという規定はあ りません。しかし平成29～30年度においてはでき るだけ地域包括支援センターが実施する方針で す。
11	住所地特 例	A市が保険者で筑紫野市の住所地特例施 設に入居されている方は筑紫野市の総合 事業が利用可能ということについて ①A市が保険者で筑紫野市の住所地特例 施設に入居されている方がA市にある施 設でサービスを受ける場合、A市の総合 事業となるのか。 ②A市が保険者の方で筑紫野市の住所地 特例施設に入居されている方がC市の施 設を利用する場合は、総合事業は、A 市・筑紫野市・C市のどこの総合事業と なるのでしょうか。	①住所地特例施設に入居している方が住所地特例 対象者(筑紫野市に住民票を移している方)であ れば、施設所在地市町村の総合事業を利用するこ とになるので、筑紫野市の総合事業となります。こ の場合、A市にあるサービス事業所が筑紫野市の 総合事業の指定を受けていない場合は、サービス の利用自体ができません。住所地特例対象者でな い方(筑紫野市に住民票を移していない方)であ れば、通常のA市の被保険者と同様の取扱いのた め、A市の総合事業となります。この場合は逆 に、A市の指定を受けていない筑紫野市の事業所 を利用することはできません。 ②C市に所在するサービス事業所を利用していた としても、住所地特例対象者の場合は、筑紫野 市、住所地特例対象者でない場合はA市の総合事 業を利用します。この場合、C市のサービス事業 所を利用するには、前者の場合は、筑紫野市の指 定を、後者の場合は、A市の指定を当該事業所が 受けている必要があります。
12	サービス コード表	サービスコード表の日割りの使い方(通 所型サービス) ※訪問型サービスにも該当します	報酬については月額包括報酬での算定のため、日 割りの算定方法についても従来通りの考え方とな りますが、 月途中で利用者と契約開始又は契約解 除した場合は、従来の介護予防給付と異なり、日 割りで算定することとされています。 なお、起算日は、月途中で利用者と契約開始し た場合は契約日、月途中で利用者と契約解除した 場合は契約解除日となります。

NO.	分類	質問	回答
13	通所型サービスの提供回数	<p>通所型サービス費の請求について</p> <p>①現在要支援2の方で週1回の利用の方は要支援1の単価で請求するという事でしょうか。</p> <p>②現在要支援1の方で週2回利用のご希望があれば、利用が可能か。その場合、要支援2の単価で請求可能なのか。</p>	<p>①②要支援認定を受けている方については、従来通り、要支援状態区分に応じた単位数での算定となります。</p> <p>利用回数にかかわらず、要支援1の方は要支援1、要支援2の方は要支援2の単価で請求になります。</p> <p>また、サービスの利用回数については、要支援状態区分により一律に上限や標準利用回数を定めているわけではなく、利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行うケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切に設定していただくこととなります。</p> <p>(なお、事業者説明会資料P.27(スライド53)で説明した内容については、要支援認定を受けていない「事業対象者」についてサービスを提供した際の報酬の請求についての内容になります。)</p>
14	通所型サービスの提供回数	<p>要支援1の方のデイサービス2回利用は4月から可能か。</p>	<p>サービスの利用回数の設定についての考え方については、4月総合事業開始以降も変更ありません。</p> <p>要支援状態区分により、一律に上限や標準利用回数を定めているわけではなく、利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行うケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切に設定をしていただくこととなります。</p>
15	介護予防ケアマネジメントの契約書	<p>契約書について</p> <p>①介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する際の委託契約においても日常生活支援事業の言葉があれば可能か。</p> <p>②利用者契約についても同様か。</p>	<p>契約書において、介護予防ケアマネジメントを実施することが特定できれば可能です。</p>
16	契約	<p>既存利用者との総合事業の契約について現行相当のサービスを継続する場合、説明会資料p.29(スライド57)の参考例の様な文面(読み替え規定)が入っていれば、「変更同意書」の交付のみでも可能でしょうか。</p>	<p>「読み替え規定」については例文であり、その他の文面との整合性を確認の上ご活用ください。その上で契約書を変更した際には、改めて取り交わすことが適当と考えます。しかしながら、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について誤解が生じないようであれば、「変更同意書」を取り交わすといった対応でも差し支えないと考えます。</p>
17	定款	<p>通所型サービスのみの実施を予定している場合、「介護保険法に基づく第1号通所事業」の文言で問題ないか。</p>	<p>問題ありません。ただし、他市町村の利用者がいる場合、居住市町村の総合事業の切り替え時期によっては平成30年3月31日までは「介護予防訪問」、「介護予防通所」と総合事業を併用し実施する可能性があるため、「介護保険法に基づく介護予防通所介護 又は第1号通所事業」が適切である場合もあるので注意してください。</p> <p>※定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へご相談ください。</p>

NO.	分類	質問	回答
18	定款	定款の記載変更が必要とのことですが、 謄本の変更も必要になりますか。	今回の変更は「事業目的の変更」の部分であるため、 法務局に変更した旨を登記する必要があると思われ ます。 ※株式会社等の定款変更と登記簿謄本についての 詳細は法務局にお尋ねください。